

介護保険制度検討チーム運営要綱

(主旨)

第1条 本要綱は介護保険制度に対する課題や対策について検討を行い、制度への政策提案等を継続的におこなうために設置された「介護保険制度検討チーム」の運営について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本会を「神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会介護保険制度検討チーム」(以下、検討チームという)と称する。

(検討チームの目的)

第3条 検討チームは理事会に設置し、介護保険制度に関する課題の検討、対策や政策提案を推進する。

主に以下のような活動を行う。

- 1) 介護保険制度の情報収集
- 2) 課題検討
- 3) 介護保険制度対策や政策提案につながる活動
- 4) その他、介護保険制度に関すること

(検討チームの構成)

第4条 検討チームは介護保険制度に関わる事業を行う W.Co メンバーで構成する。理事会より2名、家事介護部門、ディサービス部門、居宅介護支援部門の3部門よりそれぞれ1~2名、合計5~8名を選出する。その他参加を希望する部門も構成員とする。

2 検討チームの互選により、座長1名を置く。座長は連合会理事とする。

(検討チームの任期)

第5条 検討チームの任期は原則として2年とする。ただし再任はさまたげない。

(検討チームの招集)

第6条 検討チームは、座長が招集する。

(事務局)

第7条 本検討チームには検討チームの活動の推進に必要な事務局をおく。

(規約の改廃)

第8条 本要綱の改廃は、連合会理事会で検討決定する。

(付則)

任期については、初年度に限り、次の連合会通常総会までとする。

2019年5月21日 制定